

豊中市性感染症血液検査実施要綱

(実施目的)

第1条 この要綱は、市におけるエイズ予防対策を推進するため、H I V等感染者を早期に発見し、二次感染を防止するとともに、感染者の診療を早期に開始することを可能にし、エイズ等の性感染症のまん延防止に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は、H I V等検査を自ら希望するものとする。

(費用負担)

第3条 手数料は、無料とする。

(検査概要)

第4条 豊中市保健所（以下「保健所」という。）で採血により、即日検査を実施する。

2 検査は匿名で実施することができる。

3 保健所は、検査前及び検査後に面接相談を行い、検査結果に応じた保健指導を行うものとする。

(検査項目等)

第5条 検査項目等は、次に掲げるものとする。

(1) H I V検査〔免疫クロマト法〕

(2) 梅毒検査〔免疫クロマト法〕

(報告)

第6条 保健所は、四半期ごとにエイズ相談及び血液検査受検者数を大阪府へ報告するものとする。

(留意事項)

第7条 事業の実施にあたっては、個人情報保護条例等個人のプライバシー等人権の保護に十分配慮する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。